

## マージン率等の情報提供について（2021年9月）

### ① 令和3年8月31日付け 派遣労働者数

0 人

### ② 令和3年8月31日付け 派遣先事業所数(実数)

0 事業所

### ③ 令和3年度(令和2年9月1日～令和3年8月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

23,204円(8時間 )

### ④ 令和3年度(令和2年9月1日～令和3年8月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

18,678円(8時間 )

### ⑤ 令和3年度(令和2年9月1日～令和3年8月31日) マージン率

19.5%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
 ※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
 ※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

### ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

当該労使協定の有効期間の終期

締結していない (2021年4月以降、派遣無く未締結)

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入職時等基礎訓練	雇入時の派遣労働者	OFF-JT	0.5時間(無償)	有給
職能別訓練	派遣就業中の派遣労働者	OFF-JT	8時間(無償)	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 総務人事グループ 電話番号 092-771-7641

事業所名 株式会社サン電工社  
 許可番号 派40-301523